

討論（概要）

討論に入る前に、司会の松井芳郎教授（立命館大学）から、従来国際社会の動向を日本国内にどのように取り入れていくかという議論が主であった従来の国際化に関する議論とは異なり、日本の立場を国際社会に打ち出していけるような人材をつくっていくことが非常に必要だという指摘が特に実務家の報告者からなされたことを踏まえて、議論を進めていきたいとの発言があった。

最初に、報告者の小森光夫教授（千葉大学）から、国内法学者がどういう国際問題に対して意識を持ってくれるかということが大事であるとの指摘がなされた。そのことを踏まえて、報告者の高山佳奈子教授（京都大学）より、刑事法の分野でも国際条約を受けた刑事立法が増えてきているが、国際化と日本の刑法のあり方について、学部やロー・スクールで基本的な問題意識に訴えていく作業が重要であるとの総括がなされた。

ロー・スクールの現状を踏まえた意見として、松宮孝明教授（立命館大学）から、法科大学院の教育が司法試験に規定されるため、司法試験の問題として、国境を越える問題（国内法の域外適用など）が出題されるようになると、教員も学生も対応が変わってくるのではないかという意見が出された。併せて、長嶺局長の指摘にある「考える授業」は、学生の評価が芳しくなく、司法試験についても「考える試験」にすることが望まれるが、これは問題作成や採点が大変であり、なかなか難しい問題であるというコメントが付された。

次に国際私法の立場から山内惟介教授（中央大学）より、まず、国内実定法の教育が中心となっているロー・スクールにおいて、国際関係法の教育を、実定法教育の中にどのように有機的に含めていくかを考え直さなければならないという点、次に日本法の国際競争力という観点から、特にアジア圏の留学生に対して、どのように教育して言うのかという課題があるという点、最後に **Law-making** その他の局面で、国家中心の条約法体系、もしくは国民国家の体制とは別のもう一つの柱がグローバル化時代における法学教育の一つの視点になりうるかもしれないという点の3点が提示された。

その他に新倉修教授（青山学院大）から、セネガルで開催された世界社会フォーラムに出席した経験を踏まえて、グローバル化と法分科会として何らかの提言をまとめて、発信していく必要性について言及があった。併せて、新司法試験制度の見直しに関する指摘もなされた。

大学院生（東京大学公共政策大学院）から、現在途上国の留学生に対して行われている世界銀行や **IMF** といった国際機関と連携したプロジェクトを法律の分野でも行えないか、あるいは行っている実績はないのかという質問が出され、これに対して、濱本正太郎教授（京都大学）より、投資法の分野で **UNCTAD** が積極的にロー・スクールのネットワークを構築しようとしている実例が示された。他方で日本側の問題として送り出す学生が極めて少ない現状も指摘された。加えて濱本教授は、法学教育が国家の枠から逃れることができないという前提を踏まえ、国内法の中に今日国際的な要素が入っている現状を、国際関係

法研究者が国内法研究者に積極的にアピールし、かつ法学のカリキュラムを国内法の担当教員と一緒に作っていく必要性を指摘した。

佐藤安信教授（東京大学）からは、法整備支援に関わる実務家と研究者の役割というテーマについて、法整備支援自体が司法マーケットの競争の中に晒されているにもかかわらず、日本の弁護士はあまり十分そのことを意識していない点や、また法整備支援が外務省、大蔵省、経産省でそれぞれバラバラに行われており、相互に連携がとられていない点を問題点として指摘し、オーストラリアの事例（①ベトナムの法律事務所で働くオーストラリアの弁護士の給料をオーストラリア大使館が支払う。②ロー・スクールにアジアの留学生を多く受け入れ、オーストラリアで法曹資格を取り、本国に戻って活躍させる。）を引用しつつ、法整備支援などを通じて、法律のマーケットを作っていくという手段を検討する必要性と商事・ビジネス関連に弁護士、学者、外務省や経産省の連携を強めていく方向性も検討すべきであるとの意見が出された。

坂元茂樹教授（神戸大学）から、国連法務部と韓国の外交通商部との間の連携に関する事例（アジアの途上国の外交官や司法関係者を集めて、人権、経済、環境、国際刑事法の分野について、国際的に著名な研究者に講義をしてもらうコースの提供）の情報提供がなされ、日本も国連法務部と提携したコースを提供し、これに多くの若手研究者や弁護士を参加させることで、多くの国の人と話す機会が提供され、日本法の情報発信にもなり、さらに国際的に著名な人たちとの交流もできるのでは無いかというアイデアが出された。

現在の法曹養成と研究者養成の関連について、松宮教授（立命館大学）は、法科大学院で実定法科目が重視されるため、外国法や比較法といった基礎研究が価値の低いものと見なされる風潮が出てきており、若手研究者の中で、比較法や歴史研究をするという雰囲気は薄れているとの懸念を示した。

奥脇直也教授（明治大学）は、松宮教授の指摘を肯定しつつも、法律は基本的にドメスティックなものであり、また人材養成も必ずしも全てを国際化する必要性はないとの認識を示した。他方で、国内の法執行を前提としつつ、国際法と国内法の相互浸透をどのようにはかっていくかを考えていかなければならないと指摘した。また、人材養成の観点から、単なるエリート養成ではなく、いろいろな人材を育成する仕方を考えた方が良いのではないかと指摘がなされた。

なお、司法研修の中で国際化を意識したプログラムを取り入れることはできないのかという問題提起に対して、片山達弁護士から、現状では困難であるとの回答があり、補足として、日本弁護士連合会副会長の高木（光春）弁護士から、修習制度の中に国際化を目指した制度を取り入れる必要性があることは間違いないが、この数年の間に早急に収集制度を変えることは難しいという認識が示された。

最後に、司会の松井教授が、本シンポジウムを主催した学術会議・グローバル化と法分科会と国際法学会・国際関係法教育検討委員会の双方で、それぞれシンポジウムの結果をまとめて、フィードバックさせていく旨の説明がなされ、質疑応答は終了した。